国民健康保険税の税率を改定しました 圆市市民保険課 ☆53-5114 図53-5118

国民健康保険は、病気やけがをした時に安心して病院等にかかれるよう、加入者の所得等に応じて国民健康保険税(国保税)を出し合い、医療費の負担を支え合う制度です。制度の健全な運営を続けるために税率を改定しましたので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

今年度の国保税額は 6月中旬に送付予定 の納税通知書でお知 らせします。

国民健康保険制度の運営

市が保険者となって加入者が負担する国保税と国・県から の補助金等により運営しています。

国では国民健康保険制度改革が進められており、県が国保財政運営の責任主体として加入者への保険給付に必要な額を負担する代わりに、市は県に納付金を納め、納付金の納付に必要な国保税を加入者から徴収しています。

近年、高齢化の進展や医療の高度化等により一人当たりの 保険給付額は高い水準で推移しています。

令和7年度の国民健康保険税率

令和6年度の国保税率は、県の剰余金や市の基金活用により 税額を抑制しており、県が示した令和7年度の標準保険料率※ に比べ大幅に低い状況です。

市では国民健康保険運営協議会からの答申を受け、概ね均等な伸び率で段階的に税率を引き上げるとともに、市保有基金の活用で、令和7年度は令和6年度の一人当たり国保税額の5.3%増に抑制することとして、国保税率を改定しました。

※県が市町ごとに算定した納付金を支払うために必要な保険料率のことです。各市町は標準保険料率を参考に保険税(料)率を決定します。

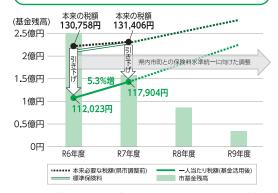
保険税(料)の県内統一を目指す --

県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ国保税(料)となるよう、令和9年度(移行期間:令和11年度まで)の保険料水準の統一を目指しています。

滋賀県A市 滋賀県B市

引っ越ししても国保税(料)はそのまま

本市の国民健康保険税の状況



※上記は保険料水準統一に向けたシミュレーションです。保険料水準の統一時期、令和8年度以降の税率は今後、検討します。

国保税の算定方法

国保税は下表中の3つの項目(①~③)ごとに、所得割、均等割、平等割の合計額で世帯ごとに算出し、世帯主が納税義務者となります。国保税の所得割額は世帯の国保加入者の前年中の所得に応じて、均等割額は加入者の人数に応じて計算します。詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。なお、年度の途中で加入者等が変わった場合は、再計算を行い、翌月15日頃に案内します。

Step1

3つの使い道ごとに決められた算出方法を使います。

Step2

使い道ごとに所得割、均等割、平等割を 算出し、合計します

令和7年度 国保税の税率一覧

()内は令和6年度の税率

使い道	①医療給付費分	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分 (40~64歳の被保険者のみ)
所得割	基準総所得金額※ ×	基準総所得金額※ ×	基準総所得金額※ ×
	6.39%(6.04%)	2.8%(2.67%)	2.36%(2.3%)
均等割	27,500円/人	11,900円/人	12,100円/人
(加入者一人当たり)	(25,600円/人)	(11,000円/人)	(11,800円/人)
平等割	18,600円/世帯	8,000円/世帯	6,000円/世帯
(一世帯当たり)	(17,700円/世帯)	(7,600円/世帯)	(5,800円/世帯)
課税限度額	66万円(65万円)	26万円(24万円)	17万円(17万円)

※基準総所得金額…前年中の所得から地方税法第314条の2第2項に規定する額を引いた金額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)

低所得世帯は、 国保税が一部 軽減されます 軽減判定には世帯主と世帯の国保加入者および特定同一世帯所属者※全員の 所得申告が必要です。所得のない人も必ず申告してください。

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人で、引き続き同一の世帯に属する人のことです。 ただし、世帯主変更等の異動があった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります。



▲市公式ウェブサイト

広報まいばら 2025.05

防災の第一歩!木造住宅の耐震診断をご利用ください

問 市 都市計画課 ☎53-5144 图53-5138

市では、耐震基準が強化される前に建てられた木造住宅を対象に、以下の事業を行っています。

対象要件 以下の全てを満たす住宅

- ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成したもの
- ・階数が2階以下かつ延べ床面積が300平方 メートル以下のもの
- ・延べ床面積の半分以上が住宅として使われているもの
- ・枠組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法 (プレハブ工法)ではないもの



▲市公式ウェブサイト

自分の住まいを知る)

木造住宅耐震診断員派遣事業 (無料)*1

- ①耐震診断員による簡易耐震診断
- ②補強案作成と耐震改修費の概算 額算出*²
- ※1 募集枠が無くなり次第終了
- ※2 ①による上部構造評点が0.7未満 の場合

申し込み期日:11月28日(金)

住まいを強くする

木造住宅耐震改修等事業

耐震改修等に係る費用の一部を補助します。(耐震診断による上部構造評点が0.7未満の木造住宅が対象)

- ※上限115万円、多雪区域は140万円 (1戸当たり)
- ※抽選となるため、希望者は都市計画 課までご連絡ください。

抽選受付期日:6月20日(金)

住まいを強くする

木造住宅の耐震シェルター等の 普及事業

耐震シェルターや防災ベッドを設置する場合、設置に係る費用の一部を補助します。(耐震診断による上部構造評点が0.7未満の木造住宅が対象)

- ※上限20万円(1戸当たり)
- ※予算が無くなり次第終了

申し込み期日:11月28日(金)

ブロック塀等の撤去等の費用を補助します 周市 都市計画課 ☎53-5144 **図**53-5138

対象となる塀

- ・高さが60センチメートル以上のもの
- 避難路(通学路を含む)または避難地に面し、地震等で倒壊する恐れがあるもの
- 補助金額
- ・撤去等にかかる経費の3分の2以内 (上限10万円)
- ※工事開始までに申請が必要です。
- ※予算が無くなり次第終了

対象者

- ・市内にあるブロック塀等の所有者
- ・令和8年1月末に補助対象の工事を 完了できる人

申し込み期日

11月28日(金)



▲市公式ウェブサイト

狩猟免許取得のための経費を助成します 圆 市 まち保全課 ☎53-5175 図53-5179

狩猟免許のための予備講習会受講費"全額"助成

※まち保全課へ事前申し込みが必要です。

日 時 6月12日(木)、8月31日(日)、11月10日(月) ※いずれも9時~17時

(東近江市市子川原町461-1) 対象者 市内在住で有害鳥獣駆除に協力いただける人

東近江市あかね文化ホール

定 員 予算がなくなり次第終了

助成額 13,000円(1種類受講)または 15,000円(2種類以上受講)

▼狩猟免許試験日

場所

	日時	受付期間	場所
第1回	6月19日(木)	5月8日(木)~5月21日(水)	東近江市
第2回	9月7日(日)	7月28日(月)~8月8日(金)	あかね文化
第3回	11月18日(火)	10月3日(金)~17日(金)	ホール

問 甲 湖北森林整備事務所 ☎0749-65-6616

狩猟免許試験の受験に必要な経費助成

対象者 市内在住で令和7年度に狩猟免許を取得し た人

※市税等の滞納がない人

免許種類)網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟

対象経費 写真代、医師の診断書料、受験料、狩猟税、 狩猟者登録手数料

助成額 補助対象経費の3分の2以内 (免許ごとに上限3万円)

申請方法

申請書※、狩猟免状、補助対象経費にかかる 領収書、市税の納税証明書(または非課税 証明書)の写しをまち保全課へ提出してく ださい。

※市公式ウェブサイトから ダウンロードできます。



▲市公式ウェブサイト

普通乗合自動車1台(26人乗りマイクロバス)を売却します

問 市 契約管財課 ☎53-5166 圆53-5148

次の公用車を公募型見積合わせ※により売り払います。

※市があらかじめ定めた予定価格(最低売払価格)以上で最も高い価格の見積書を提出した者を買受者として決定する方法

物品番号	物品名	車名	初度登録年月	予定価格
1	普通乗合自動車	日野リエッセ	平成17年2月	950,000円

見積書提出方法

5月19日(月)~21日(水)の期間中に、契約管財課 へ持参または郵送により提出してください。

※郵送の場合は5月20日(火)必着

※詳しくは、米原市公募型物品売払い要項(令和7年5月実施)をご確認ください。要項は、契約管財課で配布するほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。





▲市公式ウェブサイト

地域公共交通活性化協議会の公募委員を募集します

問 市 地域振興課 ☎53-5111 図53-5138

本市の公共交通の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するため、地域公共交通について協議していただく地域公共交通活性化協議会の委員を募集します。

応募資格

市内に在住、在勤、在学する人で、満15歳以上の人 (令和7年4月2日時点)

※詳しくは公募要領をご覧ください。

任 期

委嘱の日から令和9年3月31日まで(予定)

募集人数

2人程度

応募方法

公募要領を確認の上、**5月30日(金)**までに申込書※を持参、郵送、ファクスまたはメールで地域振興課へ提出してください。

※申込書、公募要領は地域振興課窓口に設置のほか、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。



▲市公式ウェブサイト

蛍保護条例では蛍等の捕獲を禁止しています

問 市 まち保全課 ☎53-5175 図53-5179

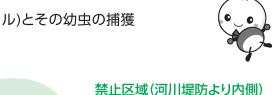
豊かな自然環境の象徴である蛍を保護するため、市では蛍保護条例で次のことを禁止しています。

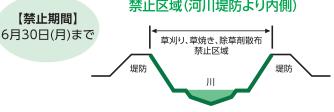
保護区域(市内全域)での禁止事項

- ・ 蛍(ゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタル、クロマドボタル)とその幼虫の捕獲
- ・蛍の餌となるカワニナ、モノアラガイ等とその幼虫の捕獲 ※調査研究等、市長が許可した場合を除く

特別保護区域※1での禁止事項

- ・草刈り、草焼き、指定外除草剤^{※2}の散布 ※1 天野川、弥高川、油里川、西山幹線水路、蛍の川、出川、 伊吹山、枝折川における指定の区域
- ※2 滋賀県農作物病害虫雑草防除基準に登載されていない除草剤





国スポ障スポ大会に先駆け、デモンストレーションスポーツとしてユニホックを開催します。県内に居住している方であれば、年齢や性別、障がいの有無に関係なくどなたでもご参加いただけます。皆さんのご参加お待ちしています!

開催日時•会場

日時 5月18日(日)8時30分~12時(受付は8時15分から)

会場 OSPホッケースタジアム(春照105)

※参加無料

ユニホックってなぁに?

ユニホックは、幼児から高齢者まで幅広く気軽に楽しめるチームスポーツとして1968年にスウェーデンで考案されたニュースポーツです。

米原市でも盛んな競技「ホッケー」 の簡易版で、プラスチックのボールと スティックを使用して、相手のゴール に向けてスティックでシュートを狙い 得点を競います。



▲去年開催されたジョイスポ パークでのユニホック体験

申し込み

<u>5月8日(木)まで</u>に下記へ申し込みく ださい。

応募方法

申込書を市公式ウェブサイトからダウンロードし、下記へ郵送、ファクスまたはメールにてご提出ください。

応募先

滋賀県ホッケー協会事務局 (伊吹山麓青少年総合体育館内) 〒521-0314 米原市春照77-2 ☎58-1155 図58-1213 ☑ ibuki-sports16@zb.ztv.ne.jp



▲市公式 ウェブサイト

わたSHIGA輝く国スポ炉火リレーランナーを募集します!

国スポ大会の開催にあたり、炬火(オリンピックの聖火にあたるもの)リレーランナーを募集します。

開催日・コース

開催日 7月26日(土)※中山道柏原宿やいと祭内で開催

コース スタート:JR柏原駅前 → ゴール:米原市伊吹第1グラウンド ※約6km

申し込み

- ・5月28日(水)までにスポーツ推 進課へお申し込みください。
- ・申し込み方法等詳しくは市公式 ウェブサイトをご覧ください。

対象者

下記の全てに該当する人

- 1 市内在住であり、令和7年4月1日時点で10歳以上であること ※応募時点で18歳未満の人は、保護者の承諾が必要
- 2 走行区間(約200m)を、ほかのリレー走者と協調して走行できること ※車椅子等の使用や介助者の伴走も可能ですが、応募者側でご用意をお願いします。
- 3 炬火リレーの説明会(7月中旬開催予定)に参加できること※交通費等は自己負担



▲市公式ウェブサイト

都市計画の決定案および変更案を縦覧します

問 市 都市計画課 ☎53-5144 ᢂ53-5138 県 都市計画課 ☎077-528-4182

都市計画の決定案および変更案の縦覧を行います。これらの案に意見がある場合は、意見書を提出することができます。

決定・変更する都市計画

(県決定)

彦根長浜都市計画区域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」および「区域区分」の変更案 米原東北部都市計画区域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更案

(市決定

彦根長浜都市計画区域の「用途地域の変更案(坂田駅前地区、入江丸葭地区)」、

「地区計画の変更案(坂田駅周辺地区地区計画、入江丸葭地区地区計画」、 「地区計画の決定案(甲田・梅ケ原地区地区計画)」

縦覧•意見書提出場所

- ・市役所本庁舎3階 都市計画課
- ·市役所山東支所1階 地域振興課
- ・滋賀県庁5階 都市計画課 等

縦覧期間

5月中旬から下旬の2週間(決まり次第市公式ウェブサイトでお知らせします。)

考えよう!子どものいじめを防ぐために、家庭や地域でできること

問 市 人権政策課 ☎53-5167 図53-5148 市 学校教育課 ☎53-5152 図53-5129

いじめを防止するためには、市や、教育委員会、学校、保護者の皆さん、市民の皆さん、児童生徒の皆さんが協力しあい、 全員で取り組むことが必要です。

いじめについての理解を深めていただくとともに、いじめを防ぐため、一人ひとりに何ができるのかを知っていただきたいと思います。



これっていじめ?

登校中に友だちにぶつかり、すぐに謝ったが、友だちにののしられながら叩かれ、怖い思いをした。



ドッジボールをしていた時に、友だちの顔にボールを当ててしまった。友だちはわざと当てたと思い、泣いて帰った。



下校中、歩くのが遅かったので、上級生から「早く歩いて!」と何度も言われて、嫌な思いをした。



このような行為の中には、いじめの判断が難しいものがあるかもしれませんが、

一定の人間関係の中で、心理的・物理的な行為があったときに、 子どもが「いやだ」「苦痛だ」と感じた行為は、

すべていじめにあたります。(いじめ防止対策推進法第2条)

家庭や地域でどんなことをしたらいい?



◎子どもの声をしっかり聴いて、気持ちを受けとめてください

相談を受けやすい環境づくりを進め、子どもに寄り添った関わりを大切にしましょう。いじめに気づいた時は、問い詰めるのではなく、気持ちをしっかり聴いてあげてください。

○思いやりの心を育むために

「いってらっしゃい」「おかえり」「ありがとう」「すごいね」などの、地域や家庭での温かい 声かけやねぎらい、褒め言葉が子どもの心を育て、いじめの防止や発見に繋がります。



「子どものいじめを防ぐために家庭や地域でできること」 リーフレットを市公式ウェブサイトからご覧いただけます。▶ いじめを発見したり、気になることがありましたら、 お気軽に市役所や学校にご連絡ください。

